

<支援フロー>

同居家族等が新型コロナウイルスに感染

PCR検査の実施(障害者)

同居家族

- ◆ 障害者本人は、PCR検査で、陰性であるものの、感染した家族等の濃厚接触者であることから、2Wの健康観察が必要(陽性なら入院)

同居家族等⇒入院 or 宿泊施設

(原則)

- ◆ 支援事業者等によるケアを受けて自宅待機
※通所事業所等への通所は自粛

(自宅での経過観察が困難な場合)

- ◆ 自宅以外の宿泊場所で、支援事業者によるケアを受けて待機
※通所事業所等への通所は自粛

- ◆ 宿泊場所の調整
※必要に応じて確保、提供

県、市町、
基幹相談支援センター

在宅生活困難障害者支援事業(者)の手配
(障害者支援センター、居宅介護事業者、その他事業者等)

- ◆ 滋賀県障害者自立支援協議会
- ◆ 障害児(者)地域生活NW支援事業受託事業者
(市町障害者相談支援事業受託事業者)
(指定特定相談支援事業者)

- ◆ 県による支援(事業)者へマスク、手袋、消毒剤等の提供
- ◆ 県による感染症予防対策のレクチャー(感染管理認定看護師等)

- ◆ 事業者による支援サービスの提供
 - ・ 健康観察中に発熱等の症状が発生した場合は、保健所へ連絡

2W経過

- ◆ 2週間の健康観察後、発熱等の症状が発生しない場合、通常の支援体制に移行
 - ・ 事業者への衛生用品支援
 - ・ 通所事業所等の利用再開